

会議の名称	平成22年度第1回情報公開運営審議会				
開催日時	平成22年11月11日(木)午後6時00分～8時05分				
開催場所	東村山市役所3階庁議室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 嶋田節男会長・臼井雅子委員・佐藤佳弘委員 島崎喜美子委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 森聡委員 (市事務局) 野島総務部長・宮崎総務課長・湯浅情報公開主任・星情報公開係主事 欠席者：なし				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 情報公開制度(平成22年3月～平成22年9月分)の運用状況報告 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会会議録のホームページ掲載について</li> <li>・国の行政透明化検討チームのとりまとめについて</li> </ul>				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1)情報公開制度の運用状況報告 配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成22年3月～平成22年9月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。 主任 運用状況1ページ目、「情報公開請求件数」を3月から9月までまとめてあります。出された請求書の枚数である請求数は48件。うち、市民の方からの請求である義務的請求が67%、市外の方からの任意的申出が33%。一枚の請求書で複数所管宛の請求ができますので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり51件です。決定の内訳は全部公開が23%、部分公開61%、書類は存在していますが公開できないという非公開が6%、文書不存在による非公開4%、これに取下げが3件あって6%です。取下げはすべて、請求された文書が情報提供できるものだったので文書を持っている課からとりよせて後日情報提供し、取下げになったものです。 参考までに昨年と同じ時期(21年3月から21年9月まで)はどうだったかというと、請求数が52件で今年の48件とほぼ同じです。このうち義務的請求が77%、任意的申出が23%ですので、今期の任意的申出は33%ありますので10%上がっているのが特徴です。ただ、市外のいろんな方から請求がきた訳ではなく、お一人から5～6月に5件、電子申請により請求があったのが特徴の原因です。決定の内訳である全部公開、部分公開などの割合は、昨年も今回もほぼ同じような状況でした。2ページ目に所管課別の内訳がはいっております。前回の報告では請求が集中した課はありませんでしたが、今回は子ども育成課が13件で全請求の1/4が集中しています。ここは保育園を担当している課ですが、今、市立第2保育園の民営化とい					

う市の方針が出されて話題になっています。この件に関する書類の請求が2件、あとは市内の民間保育園が年に一度収支報告書というのを市に出すのですが、それを見せて欲しいという請求がほとんどでした。

次に多いのが4件あった財政課、教育委員会の学務課・庶務課です。財政課については4件中3件が「地方財政状況調査表」という各自治体から総務省に提出する決算状況の統計資料を見せて欲しいという請求でした。この資料は、市の財政について研究している市民の方から勉強の資料にするために欲しいと請求されるのですが、今後も同じ請求が続くようでしたら情報コーナーに備え付けておいて自由に見てもらふ資料にしようと考えています。学務課については3件が先ほど申し上げた同じ方からの電子申請による請求で、小中学校ごとの卒業生数や進学者数などの統計情報の請求でした。庶務課については、平成21年度に小学校のいろいろな設備改修工事があったんですが、その工事に関する設計書や図面、仕様書を見たいという請求でした。

～以下、配布資料の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

#### 主任

情報公開請求の状況を説明いたします。全部公開したもの、法人や個人の印影だけを非公開にした部分公開については説明を省略します。前回からの続きですのでナンバーは78から始まっています。

まず78ですが、小学校の学区についての検討会議に関する文書として公開したのがアからスまでです。学校選択制に関する文書はセとソの二つです。アからコマまでの1ページ目の文書は平成17年度に行われた検討会議の文書で、このとき学区変更について教育委員会の中でいろいろ検討したのですが、最終的に実現には至りませんでした。この文書は過去にもう検討が終わった文書ですので全公開しました。サからスの文書は、21年度に新たに始まった学区の検討会議の復命書です。請求があった時点ではまだ学区変更について市の中で検討中であり、最終的な意思決定が出ていない段階でした。そこで、どの学校が学区変更の対象か、どのような変更が検討されているのかが記載された部分は意思形成過程の情報として非公開にしました。その後、学区変更について市の中で最終決定しましたので、市民の方には9/15号の市報で公表しています。

79は、市内で認可保育園の分園開設の動きがあるのであればその文書の公開を求めたもので、りんごっこ保育園から出されている分園の設置についての書類を部分公開しています。伏せた部分に「NPO法人定期総会議事録中の個人氏名」とあるのは、理事の名前は公開していますが、法人の会員となっている方の名前は個人情報で伏せています。それから「職員の構成簿中の職員の氏名」というのは保育園の保育士の氏名で、代表者・施設長を除いて、個々の保育士氏名は伏せています。「議事録中の報告事項の案件名」については、定期総会で分園とは違う問題も案件として取り上げられていまして、その内容については、公にすると法人の今後の事業運営に支障があると判断して伏せています。

80は認証保育所の10年分の収支報告書の請求です。子ども育成課で書類を保管していますが保存年限5年と設定していますので、過ぎたものは廃棄済みで文書不存在で決定しています。

81は石綿が使用されていた小学校の設計図などの請求です。工事会社の社員氏名は伏せています。請求の中に青葉小学校もあったのですが、ここは石綿を使用していなかったため該当文書がなく非公開としています。

83 はある裁判に関する書類の請求です。原告は市内保育園の園長、被告が市です。市には、社会福祉法人以外の個人やNPOなどが設立した保育園に対して、最低基準以上に職員を多く配置したり、職員の給料など処遇を改善したりすると補助金を交付するという規則が以前ありました。この保育園は補助金を受けたいということで交付申請書を出しましたが、市は不交付の決定をしました。このことに対して損害賠償請求がおこされたものです。裁判において市の主張は、「本保育園については、職員の配置状況、勤務条件・給与水準等の待遇内容の実情及び今後の職員増配置や処遇向上の必要性などについて事前協議（面談による事情聴取）が出来ず、補助金交付の必要性を認めることが出来なかったため不交付の決定をした」というものです。一審は市が勝訴し、原告が控訴しましたが、控訴審も市の勝訴で裁判は確定しております。この請求では、施設長を除く保育園の職員氏名、月給がわかる部分等のほか、市職員と保育園長の話し合い記録の一部を伏せています。

P.9 から 22 年度 4 月分に入ります。青葉町集会所の設計・入札等に関する全ての書類の請求で、請求があった時点ではまだ建物の設計積算に着手する前でしたので文書がなく非公開決定になりました。その後、6/2 に実施設計の入札があり、業者が決定しています。6/4～9/22 までが契約期間です。こういった情報は情報コーナーで誰でも閲覧できる状況になっています。建設工事自体は 12 月までに入札して始まる予定で、23 年度早々にオープンが予定されています。市報でもいつごろオープン予定ということは出ています。

4 から 7 までは、児童館や消防団詰所、小学校の屋内運動場、野火止用水の消防設備といった工事の設計図面、仕様書、見積書などの請求で、すべて同じ方からの請求です。請求内容に「落札業者の見積書」というのが入っています。6 ではそれにプラスして「最低制限価格未満業者の見積書」も請求されています。入札では、参加業者がそれぞれうちの会社はいくらで請け負いますという工事の総額を提示します。市は、この金額までなら契約しますよという予定価格というのを設定しているのですが、それを超えない額で 1 番安い金額を提示した業者が通常、落札業者になります。「落札業者の見積書」とは何かといいますが、業者が提示した工事の総額はどういうふうに単価を積み重ねて最終的にその額になったのか、内訳が書かれた内訳書のことを指します。この内訳書については、4～7 の 4 件ともすべて文書不存在で非公開決定をしています。どうして非公開決定になったのか、理由を星主事が契約課長に確認していますのでご説明します。

#### 主事

皆様が疑問に思われるのは、業者に内訳書を提示させる場合もあるのにどうして市でコピーを保管していないのかという点だと思います。

公募型競争入札では、内訳書を落札業者から提示させて管財課が確認しますが、管財課はそこに書かれた単価一つ一つをそれぞれ適切な額なのか細かく確認するのではなく、ポイントとなる部分や大まかな額について確認して、それにより根拠のある落札額であると判断しているそうです。その確認をすることが目的であるので、写しを市で保管していないとのこと。

なぜ根拠のある落札価格かどうか確認が必要かといいますが、これまで予定価格 3000 万円以上の工事については、市は入札前に予定価格を公表していました。すると業者によっては、予定価格に単純に 8 割とか 9 割をかけただけの計算で総額を見積って、それで落札してしまうことがありえまして、そうするときちんと単価を積み上げて出した総額ではないので、実際に工事を始めるとその価格で執行できなくなるという、実際の執行能力が担保できないおそれがあるため、確認しているということです。

予定価格 3000 万円未満の工事は内訳書の提示を求めています。3000 万円未満

は予定価格を事前に公表していないので、落札額は必ず内訳を積み上げて計算した根拠のある価格のはずと判断し、提示を求めているとのことです。

しかしここまでが原則論でして、近年、経済状況が非常に悪化しているため、予定価格を事前に公表しますと、最低制限価格の上限のところに入札額が集中してしまいます。そこで現在は予定価格を事前公表していません。では内訳書も確認しなくなったのかといいますが、これは原則どおり 3000 万円以上のものは内訳書を確認しているそうです。

主任

9 は、コミュニティバスが市内に 3 路線走っていますが、そのバスの選定の際の書類や議事録などの公開でした。「部分公開にした部分と理由」欄で、2 番目のイの文書について、それから 3 番目のウの文書についてというところで、2 位以下の応募事業者の事業プランや経費の考え方などノウハウにあたる部分、それから採点などの評価点の詳細などを法人情報として伏せています。市ではプロポーザル方式といって、複数の業者に手を挙げて企画を出していただいて、それを市が点数付けをして最高点のところと契約するという形をとる場合がありますが、この場合、1 位以下の会社について、何位が何々会社で細かい採点は何点だったというところまで全部出してしまいますと、その業者の今後の業務にとって、最高点じゃなかったとかビリだったとかを出すのは支障があるため、2 位以下の評価点の詳細は常に伏せることにしています。それから「公開した文書名」欄の E ですが、これは題名だけ見ますと何の文書なのかわかりづらいのですが、このコミュニティバス推進委員会というのは、市の管理職と当時の助役がメンバーの市内部の会議です。今、バスは西武バスと銀河鉄道という 2 つの会社で共同運行していますが、協同運行が決まった経過の説明や今後の課題などがこの起案に書かれていました。

10 で非公開にした部分は P.13 に書いてある 4 つです。4 つ目の E の文書について「銀河鉄道との協議内容」を法人情報として伏せています。これは、公にすると事業運営に支障を及ぼすような内容であったため、法人情報で伏せています。

11 は認可外保育室の事業報告書等の書類の公開で、個人の賃金が特定できる部分は個人情報で伏せています。

13 は、公立小中学校で行われた全国学力学習テストの学校別、各科目別の平均点の一覧を出して欲しいという電子申請で来た請求です。これについては東村山市の教育委員会で一致した考えがあり、情報公開条例第 6 条第 6 号の行政運営情報に該当して、公開すると学校の序列化や過度な競争が生ずるおそれがあり、テスト実施に対する市民の理解が得られなくなるなど、調査の適正な執行に影響を及ぼすと考えています。東京都の教育委員会のホームページでこのテストについてある程度情報が公開されていますが、学校別の点数は一切出されていません。

14 は、生産緑地の一部解除についての買取申出書の請求です。生産緑地の場所は公表されていて住所がわかりますし、土地台帳から所有者を確認することがどなたでもできますので、所有者の住所や氏名は公開しています。ただ、電話番号やなぜ買い取ってほしいのかという理由、希望価格などは個人情報で伏せています。

15 は「市内の認証保育所及び家庭福祉員の事業報告書」の請求で、公開できなかった部分としてイの文書について「職員の氏名」とありますが、これは家庭福祉員は 1 人でやっているのではなくアルバイトなどを雇ってお仕事をしている場合が多いので、その雇われている方の名前を伏せたということです。家庭福祉員本人の氏名は子育て情報誌などで公表されていますので公開しています。

16 から 19 は同一人物から電子申請で来た請求です。ちなみに電子申請ですが、21 年度に初めて 4 件あり、22 年度は 10 月までに 7 件きています。すべて市外の方からの請求です。もともと FAX や郵送でも申請可能でしたので、電子申請が始

まったからといって申請が増えたということはないのですが、電子申請を使った方から便利で良いとほめていただいたことは1回ありました。

18 は市内の学校関係の予算と決算について学校別の一覧を見せてほしいというものです。学校関係の予算は教育委員会の庶務課、指導室、学務課という3課でそれぞれ分けてもっています。学校の光熱水費や図書購入費、建物の管理費などは庶務課、先生の研修費、学校行事の費用、パソコン関係の費用などは指導室、ノートなどの消耗品費や給食にかかる経費は学務課です。市全体の予算書は情報コーナーで何年分もさかのぼって見られますが、「3課の予算をあわせて学校別に組み替えた小・中学校の予算書」というのは、庶務課が3課を代表して作っていて、1年保存で廃棄しているそうです。それで廃棄前の22、21年度しか公開できませんでした。決算については予算のように学校別の一覧は作っていないということで、不存在で決定しています。

19 は学校の長期欠席者数の学区別一覧の請求です。長期欠席者数の学校別一覧は、学校基本調査という昔からある統計調査の調査項目の一つです。学校基本調査は統計法に基づいて行われる指定統計の一つで、市では学務課で回答を作成して東京都教育委員会に提出し、ここから文部科学省に集められるそうです。統計法には「統計法に基づいて行った統計調査で集めた情報については、統計調査の目的以外に利用したり・提供したりしてはならない」という定めがありますので、法令秘で非公開としました。ちなみに学校基本調査の結果は東京都でまとめて刊行物にして公表されていますが、長期欠席者数は市町村単位でまとめて何人と書かれています。学校別では該当者がかなり特定されてしまうので公表されていません。

20 は他県の法人から郵送で請求がきたものです。「地番現況図及び家屋の現況図」それから「家屋価格等縦覧帳簿などに記載されている家屋の所在・家屋番号・種類・床面積などの一覧」を請求しています。地番・家屋の現況図とは、地図の上に建物の外形を四角などで書き、そこに色付けしてあって、その色でここは非課税世帯とか課税額がいくらまでの世帯とか色分けで示してある図面です。現物を所管に見せてもらいましたが、建物の形状は登記情報をそのまま載せているわけではなく、課税課の職員が実地調査で見て回って知った情報でいれているそうです。つまり、未登記の情報や実際は登記と違う状況になっている建物の情報も入っています。そうしますと建物の形は公表されている登記事項とは必ずしも一致しないこと、地方税法の22条に、課税調査に関して知り得た秘密というのは漏らしてはならないという罰則がありますので、実地調査で把握した公表されていない情報が出ていて、かつ建物の課税ランクという個人情報が含まれる文書なので非公開としました。家屋価格台帳に書いてある家屋の所在等については、登記簿や家屋台帳など別制度で誰でも写しをとれる情報ですので、そういう場合は他法優先との定めが条例21条にあります。それで条例の対象外で非公開にしました。ちなみにこの請求者からはH21.4月にも家屋台帳の写しの公開請求がありました。家屋台帳には誰でも写し交付を受けられる制度がありますので、情報公開請求は対象外として非公開決定しています。先月も同じところから「公図の写し」などの公開請求があり、これも別制度で交付を受けられるので非公開決定しています。この業者は全国の自治体に同じような請求を出していて、非公開決定に対しては不服申立てや裁判も行っており、会社のホームページで裁判や不服申立ての結果を公表しています。

24 は保育園の民営化ガイドライン策定作業部会に関するもの全ての請求です。児童育成計画推進部会という会議が以前からありますが、この下部組織として複数の作業部会があります。ガイドライン策定部会は、平成21年10月に開かれた第3回児童育成計画推進部会の中でこういう作業部会を立ち上げましょうと決まり、11月から約2カ月半の間に6回、短期集中で開催してガイドラインに関する報告書を

作成しました。この報告書を平成 22 年 2 月に市長に報告し、それをもとに市がガイドラインの案を作り、3 月に市民に公表して意見募集をしました。4 月にガイドラインが確定しています。報告書作成が作業部会の目的だったので、作成後の今は開催されず休会しています。作業部会のメンバーは、公表されている児童育成計画推進部会の委員から数人と、それらの方が作業部会に力を貸してくれる人を個人的に探して集めたメンバーだそうです。市長からの委嘱はなくボランティアでの参加ということです。この請求で公開したのは、作業部会から報告書が出されたということをもとに市長に報告した文書です。これには全 6 回の作業部会の会議録はついていません。その理由を所管に聞いたところ「短期集中で報告書作成を目的にやった会なので、正直、会議録の作成まで手が回らなかった。次に開催することがあれば会議録は作ります」との話でした。

27 は、レインボープラン後期行動計画策定のための作業部会に関するもの全て。これも児童育成計画推進部会の下部組織である作業部会です。こちらは単発ではなく継続してやっている会で、会議録も作っています。発言者名については「なにに委員」とは書かずに、単に「委員」と表記する形式ですが、委員が自分の考えなどをまとめた資料を作ってくることがあり、その資料に「作成者だれだれ」と委員氏名が入っていたので、そこを個人情報で伏せました。

28 はコミュニティバスに関する請求で、10 の請求で出したものとウ、エ、オは一緒ですので説明は省きます。

29 では、第 2 次産業振興計画策定業務の委託業者を決めるためにプロポーザル方式により業者を選んでいきます。これは応募してきた複数の業者に企画を競ってもらい、市の選考委員会が最高得点をつけた業者と契約するというものです。この請求は、応募したが落選してしまった業者からの請求で、1 位業者と自分の会社の採点結果の詳細と、1 位業者がどういう企画提案をしたのかということを見せて欲しいというものでした。それらは公開しまして、伏せた部分のうち「市職員以外の選定委員名」というのは、選定委員には農業関係者などの公務員以外の方が入りますのでその方の名前は個人情報で伏せました。

31 で請求された一般会計の繰越金の額がわかるものそれから決算カードですが、これは「決算書」「主要な施策の成果の概要」という毎年 9 月に出来る刊行物にのっているものです。請求時点ではまだ出来ていませんでしたので、出来上がったら情報コーナーでも図書館でも見られますと説明したところ取下げになりました。9 月に情報コーナーで閲覧されています。

32 は、一定金額以上の給料を受けている職員の年間支給額の明細が欲しいという請求でした。請求者から「一人一人の年間支給額を公開するのが無理であれば合計額でもいい、ただ、どういう手当が出ているのか手当の内訳は公開してほしい」と聞いていました。市としては一人一人の支給額の明細は個人情報で出せないと判断し、例えば「800 万以上は 3 人で基本給合計額がいくら、手当はこれとこれとこれとそれぞれ総計いくら」というようにそのランクに該当する複数人分を合計した額で公開しています。各種手当は、どういう手当がいくら出ているのかを合計額ですが公開しています。一人一人の明細については、基本給の額のほかに職務段階加算の額、扶養手当がどれだけついているかなどを見ていきますと、役職の一番上の人からあてはめていくとほぼ誰かわかってしまいますので、これは個人情報で出せないと判断して合計額としました。1200 万以上の職員はいませんでしたので、これは不存在で決定しています。

33 は、高額な税金滞納者に関する請求です。これは個人が特定されないように氏名や住所、個人番号などは伏せましたが、金額自体は公開しております。

34 番は市長公用車の運用記録です。運行記録自体はあるのですが保存年限が 3

年ですので、それを過ぎて廃棄済みのために不存在で決定しています。

35 は社会福祉協議会の事業報告書を見たいというものです。所管課の地域福祉推進課が社協からとりよせましてそれを後日情報提供しました。そのまま情報コーナーの本棚に入れて閲覧できる資料にしました。図書館でも見られる資料です。

36 は認可外保育室の収支報告書の請求で、非公開部分に「退職した職員名」とありますが、これはこの保育室を退職した職員の名前です。市の職員氏名ではありません。

37 は生活環境影響調査の契約に関するもので、今後同様の事業が予想される委託契約については、来年以降の予定価格が推測されてしまうおそれがあるという考えで、設計金額・予定価格がわかる部分は伏せています。

38 は、障害をもつ方の福祉サービス利用については支援費支給制度という制度があるのですが、この支援費の支給をどういう基準で決定しているのかが書かれた報告書を見たいというものです。もともと最新版のこの報告書が情報コーナーにあり、それをみたお客様がさかのぼって古いものも見たいと請求したものです。これは所管課からとりよせて後日情報提供しました。そのまま情報コーナーに置き、閲覧資料に入れていきます。

39 から 41 は同じような請求が並んでいます。この請求の少し前にりんごっこ保育園から、過去に市に提出した 2 つの保育園の収支報告書に訂正があると差し替え文書が子ども育成課に提出されました。子ども育成課の職員から情報コーナーにこの連絡がきて、すでに差し替え前の文書を情報公開で出している方が 2 名いらしたので、その方に情報コーナーから連絡して文書に差し替えがありましたとお話ししたところ、新しい文書がほしいということでそれぞれ請求にいらしたものです。

運用状況の報告については以上です。

嶋田会長

今までの審議会の要望を概ね取り入れて説明していただき、ありがとうございます。では、委員の方からご意見がありましたらお願いします。

佐藤委員

No.13 について確認させていただきたいんですが、全国学力試験の成績の公表の仕方について、文部科学省は指針やガイドラインなど通達は何か出していますか。

主任

出しています。文部科学省は都道府県単位で平均正答率などを公表していて、それより細かい情報は不開示情報としています。しかし、各自治体がそれ以上公表するのに反対だとはいいませんが、学校の序列化や競争をあおるなどの国の不開示理由を参考にして適切に対処するようという言い方をしています。絶対やってはいけないとまでは言っていないので、例えば大阪府知事は市町村ごとの正答率などを公開しています。

佐藤委員

その通知を根拠にして出しませんということはいえないわけですか。

主任

単なる通知なので強制的な縛りはないです。

臼井委員

最終決定は市に任せているという内容になりますから、これを根拠に出さないということはできないでしょう。

佐藤委員

市の独自決定で出すかどうか決めなさいということですか。

主任



情報公開については、都や国は自分のところではこうだとある程度の考えは示すけれど、最終的には各自治体で判断しなさいということがほとんどです。

佐藤委員

この非公開の理由は弱いなと思います。公開すると序列化とか過度の競争が生じるおそれというのは一方としてあるんですけども、公表すると学校の自己点検意識が高まって教育レベルが上がるという可能性もあるので、どちらも実は根拠のない同士で言い合っているんですね。

主任

最終的にどこかの自治体で非公開決定に対する裁判がおきて、判例が出たところで一つのルールが出来るといえます。

佐藤委員

わかりました。

嶋田会長

市は「子育てするなら東村山」をキャッチフレーズにしていますが、学力というのもその指標の一つに含まれるのではないかと思います。東村山市の生徒の学力は全国的に見てどのポジションにいるのか、そしてそれに対して東村山市教育委員会、行政はこういう努力をしています、こういう結果になっています、というような情報が、市民にわかるような形で説明・公表されているのでしょうか。

主任

市や学校単位の結果は公表していません。東京都の教育委員会のホームページでも、東京都全体で1つ1つの設問ごとに回答率が60パーセントですといったレベルの公表で、区市町村ごとのランクや平均点は出されていません。

嶋田会長

学力向上に情熱を注いでおられる方々の努力はやっぱり見える必要がありますよね。PTA・お父さんお母さん・学校・市民が、もしこのレベルであればここまで上げようと努力していても、今はほとんど外に向けて説明していない状況なのですね。

臼井委員

市や学校単位でのテスト結果公表については、市民側にそれを冷静に受け止めてより良い方策を共に考えるといった雰囲気醸成されているのでしょうか。そうでないと学校に過負荷がいくというマイナス面もあると思います。

実際の小中学校の先生方の勤務状況を見ますと、個人情報保護でも、よく自宅のノートパソコンが盗まれた、その中に生徒の成績が入っていた、何でそんなことをしたのかという事件がありますが、その裏には仕事を自宅に持ちかえらざるを得ない状況がある。結局、時間内に学校の中でやったのでは間に合わない。そういう状況があることを考えると、単に学校にだけしわ寄せが行くようなことにならないように、まず地域全体できちんと押し上げていけるだけの前提条件を作らないといけないと思います。

嶋田会長

情報公開、情報共有共通の問題かもしれませんね。公開が最終目的ではなくて、その情報をもとに町を良くしていく、町づくりをしていくというのが最終目標だということ、公開だけが目的で議論をしてはいけないということと同じ議論かもしれません。ただ、「子育てするなら東村山」をやるなら学力も高いところを狙いたいというのもお父さんお母さんの願いかもしれないですね。

主任

実際にもし公表した場合、上位の市、中位の市、下位の市ぐらいたったとしても、やっぱり下位と公表された市に住んでいる親御さんや子どもはかなりショックだ



と思います。それを考えるとどうなのかなと…。

臼井委員

入試に影響してきますよね。

嶋田会長

佐藤委員もおっしゃったように、これじゃいけないと奮起してがんばる活力になる可能性もあるし、難しいところですね。

森委員

現在、市内の小・中学校は学校ごとにホームページを作っています。当然、学力テストの点数は学校側も出しませんが、学校なりの子育ての仕方や特色、市民の方々と一緒にこんなことをやっていますとか生徒会の活動であるとか、自分たちの学校はこうですというアピールは十分、学校で努力して公表しています。それでいいのではないかなと私は思います。

臼井委員

子育ては学力だけで切り分けられるものでもないというところもありますね。

森委員

全部公開の決定ではクレームはあまりないと思いますが、部分公開、非公開決定をした場合の請求者からの苦情などについては、課内で対応ルールを決めるとか、事例の蓄積はやってらっしゃいますか。

主任

決定に不服がある場合は請求者は不服申立てができますし、訴訟も可能です。不服申立てなどになった案件は全て経過書類を取ってあります。

森委員

窓口でのやりとりやコミュニケーションによって、すんなりいく場合とこじれる場合とがあるので、大きなトラブルに発展しないように適切な対応の仕方をマニュアルのようにまとめておくとか、役立つ情報を蓄積しておくことが必要ではないかと感じます。情報コーナーは窓口になっている以上、怒っている人が直接来ることがありますよね。公開請求に対する決定内容に不服があるという方に一方的に駄目と話したり、通り一遍の回答をしてしまうと余計に納得していただけない事態になりかねない。そういうときの適切な対処の仕方を課内で、もしくは情報コーナー窓口で検討しておくその後役立つと思います。

主任

確かにかなり怒っている方もいらっしゃいます。情報コーナーには個室がありますのでそちらにご案内して、極力お話を全部聞いてゆっくりご説明するという風心がけていますが、警察を呼ぶ事態になったこともあります。

臼井委員

1次対応2次対応をどうするというのは、民間企業でもどこでも苦情処理についてはやっているわけで、それを本当はきちんとマニュアル化してあった方が望ましいですが、そのマニュアル自体も公開対象になりますので、その辺はどうバランスをとれるかということで検討がいりますね。

森委員

私が言いたいのは、もし現在そういったマニュアルがないのであれば、先に作っておいた方が職員さんは動きやすいのではということです。公開したところで何か非難をうけるかというあまりそういうことはない。ただ、対処する行政の方々は、これにのっかってやっていますという後ろ盾があれば自信を持って仕事ができると思います。金融機関は暴力団関係者が来たときの対応マニュアルを作ったりします。

主任

そういうものはあります。「不当要求行為対応マニュアル」というもので、市役所全体で作ってあります。

嶋田会長

森委員の提案について検討してみてください。

主任

わかりました。

島崎委員

24で保育園民営化ガイドライン策定作業部会の委員名は非公開となっていますが、部会の委員名は公開しても差し支えないのではないのでしょうか。

主任

保育園民営化ガイドライン策定作業部会の上部組織である児童育成計画推進部会の委員名は公開していて、ホームページでも見られます。この推進部会委員から何名かがガイドライン策定作業部会に入っていて、その方の氏名は公開できます。ただ、子ども育成課に確認したところ、推進部会から作業部会に入った方達ご自分の知り合いなどに声をかけて「一緒に作業をやってほしい」とお願いして作業部会に入ってもらったメンバーがいて、その方については市から委嘱している訳ではなく、報酬も支払われず、本当に善意で参加してくださった個人なので個人情報として氏名を伏せています。

島崎委員

次世代育成支援行動計画である子育てレインボープランは冊子になっていますが、これにはレインボープランの策定作業部会の委員名が載っています。作業部会のメンバーにそういう任意の方達が入ることになった経緯などを明確にしなければいけないのではないのでしょうか。本来、公開すべきものではないかと思いました。

主任

確かにほとんどの審議会や部会ではこういうメンバーの選び方はしません。会議録を作成していないということも含めて、普通のやり方とは合わない形になっていますので、子ども育成課には、次にこの作業部会を開催するときには会議録を作成するようにと伝えてあります。

嶋田会長

作業部会に善意で入っていただくというのはそれは善意で良いのですが、その会議で何が決定されているのかプロセスを公開するという観点からすると、透明性を維持するためには委員名や会議録の公開をきちっとやるべきであるというガイドラインはないのでしょうか。

主任

委員名や会議録を作って公表しなさいということを定めた「附属機関等の会議の公開に関する指針（H21.6月施行）」は、推進部会までは対象にしていますが作業部会はその下部組織なので、出来ればやってくださいというお願いレベルです。

臼井委員

作業部会の委員に対して市から謝金ないしは何らかのお金は出てないのですか。

主任

出ていません。ボランティアです。その上の児童育成計画推進部会は謝礼が出ています。

森委員

なぜ作業部会のメンバーは任意で、会議録も作らないという話になったのか私には理解できない。その課の方針でそういう形をとられたのでしょうか。

認可保育園というのは今、市民の方々が非常に興味をもって注目しているところです。保育園を運営する側も、保育園に入りたい側も、情報を取りたくてしょうがな

い状況なんです。特にこういったガイドラインでしたら、ガイドラインに従って今後進められていく訳ですから、誰が作ったのか、どういう考えで作ったのかということをやっぴり聞きたくなくなってくるんですよ。そのときに、委員の名前まで出すかは別問題だとしても、会議でこのような意見が出てこう決まったんですということを経済録で明らかに出来ない、ガイドラインに対する信頼性が薄れてしまう。今後は作業部会でも最低限、いつ誰が何何の件について何人がこういうことをやりましたという記録は残してほしい。

主任

おっしゃるとおり保育園民営化ガイドラインの問題は皆さんが注目しているところですので、今後開催するときは会議録を作ってくださいと伝えて了解はもらっていますが、改めて所管に話しておきます。

嶋田会長

今までに出た意見として、会議録を作成すべきという点とメンバー氏名は公表すべきという点の二点ありますね。

臼井委員

作業部会の委員がもし任意で参加した人だとしても、あなたが参加して下さる以上はあなたの名前は公開されますよと、承諾を得て公表することになりますね。

嶋田会長

原則、名前は公表されることを前提に作業部会の委員も招集をかけるというルール作りは最低限必要と思います。

松原委員

18は保存年限1年のため廃棄済みということですが、文書が保存される期限は何か基準があるのでしょうか。それから、予算書は作っているけれど決算書はないと。決算の方が私たち市民としては必要性を感じますがいかがでしょうか。

臼井委員

そこは私も疑問に思っていたところで、お金の問題ですから住民監査の対象となりうるものだと思いますし、監査請求が出来るのは一応原則1年ですけど、正当な理由があれば古いものでもできるということを考えますと、1年というのは短くないかという気がします。

主任

まず文書の保存年限ですが、文書管理規程という市の例規集に載っている、インターネットからもみられる規程があり、第26条に（保存年限の基準）が書いてあります。例えばお金の出納に係る書類なら5年、税金関係のものなら10年とか。永年、10年、5年、3年、1年の5パターンについて概ねこういうのは何年と書いてありますが、すごくざっくりした基準なので、個々の書類について基準に合わせて何年保存するかは所管課で決めています。

市全体の予算をまとめた予算書、決算書は図書館等ずっと古いものから保管してあります。しかしこれは事業ごとの予算・決算が書かれているもので、学校ごとの予算・決算までは見られません。学校の予算は3課に分かれて複数の事業になっているので、学校別にするためには3課の複数事業をまとめたものを庶務課で別々で作っているそうです。保存1年で支障はないのかについては、所管課の考えとしては2年目以降は使うことがないので廃棄しているそうです。

臼井委員

やっぱりこれはもうちょっと長い保存年限にしてもいいんじゃないでしょうか、もしそのように所管の方々に提案できるなら。市民の権利を、要するに監査請求できる権利を一応保障するという必要最低限の趣旨は保っておいた方がいいのではないかと思います。最低3年はあったほうがいいかと思います。

森委員

紙媒体で残すか電子媒体で残すかは別にして、私は基本的に決算書は永久保存だと思います。

古瀬委員

第二中学校の評議委員をしています。学校は各校全部一律に同じ金額の予算を当てているので、それで多分学校別の予算書がないのではないかと思います。それでいつも思うことは、現実にはどの程度いただいているかはわかりませんが、第二中学校は今一番マンモス校で700人近く子どもがいますが、一律予算ではじゃあトイレトペーパーなら短く使えと言うのか、それはちょっと不公平なのではないかと一度申し入れをしたことがあるんです。

嶋田会長

この場に出た意見を所管へ伝えていただくということで、よろしいでしょうか。

主任

今回の会議録を教育委員会の担当課のほうに回覧して、再考をお願いします。

嶋田会長

先ほど4から7について星主事の補足説明がありましたが、5では、落札業者に内訳書を提出させているが確認後返却したため不存在となっていますよね。なぜ返却しているのか疑問に思ったのですが。返却するというルールが定められているのか、運用上、慣習上そうなっているのでしょうか。

主任

運用です。

主事

市の工事契約の方法は図面契約といいまして、「総額いくらでこの図面どおりに作って欲しい」という内容の契約です。個々の部品の調達価格は問いません。落札業者が提示した内訳書を基準にして、個々の部品の調達価格は必ずこの値段でやりなさいという契約にすると、途中でもっと安く買える部品が入ってきたとか、思ったよりも高い調達価格になってしまったという時にいちいち契約書を変えなければならなくなってしまいます。そこで、大枠として図面どおりに作ってほしいという契約にし、提示させる内訳書は、ちゃんと個々の調達価格等を積み上げて出した落札額だということだけ確認できれば返却しているそうです。

佐藤委員

チェックのためにとりよせてチェックして返してしまうんですよね。あとでチェックしたのかと言われると証拠がない。証拠を残さないのは危ないですよ。

嶋田会長

この件は情報公開とは直接関係ないですが、契約業務上の運用としてこれでいいのかなと感じます。こういう意見があったということを契約課へ伝えてください。

主任

わかりました。

森委員

これは私の個人的な意見ですが、文書は1年で廃棄とか3年で廃棄とかそれを理由に公開しないのは、これはこれでありだと思います。ただ、市の大切な経過として、紙媒体でなくても電子媒体でも保存されてないのですか。

主任

保存年限は今、文書についてしか決まっています。文書を作成する下書きや資料として作成した電子データについて、保存年限ルールがまだできていないので、担当者がもういらなと思って消してしまってもまったく問題がない状態です。

森委員

それは怖いですよ。電子文書についても市の財産としてルールを決めていただきたい。市の財産をいかに守っていくかと考えたときに、情報データの蓄積、資料の蓄積というのは別途のところで考えていただきたい。

臼井委員

今のご発言は非常に重要で、個人情報保護というだけではなくて一般的な情報セキュリティの問題として、電子文書の保存について規定がないというのは市としてはまずいと思います。可能な限り早く何らかの規程を設けられることをお勧めしたい。機密文書も中には入っているかもしれないし、うっかり消してしまうというのもあってはいけないことですから、どうやって保管する、どのくらい保管する、そういったことはきちんと決められるべきです。それから電子データをコンピュータの中におきっぱなしというのはお勧めできません。

主任

今、いろいろな業務をシステム化して行っていますから、コンピュータシステム画面から市民あての決定通知を作成・出力したり、認定者の名簿を作ったりしていて、システムの中で使っているデータについてはきちんと記録を取っておくようになっていますが、資料を作ったり起案書を作ったりした下書きデータについては保存年限が決まっています。電子データについて保存年限を決めなければいけないという話は市の中で前から出ていまして、総務課と多分情報システム課で協議していくようになりますが、話はまだ進んでいない状況です。個々のパソコンの中にデータを保存しないというのは全庁的にルール化されています。全庁ファイルサーバと呼ばれるコンピュータがありまして、そのなかに課ごとのデータ保存用フォルダがあり、文書は原則そこへ保存するルールになっています。

臼井委員

当然アクセス権限が決まっていますよね。

主任

自分の課のフォルダにしかアクセスできないようになっています。

嶋田会長

佐藤先生ちょっとお伺いしたいんですが、定義された保存期限を超えて紙文書に代わる電子データが保存された場合、これは条例上で公開対象になるのでしょうか。

佐藤委員

電子データもおなじです。紙媒体でも電子媒体でも同じ文書として扱うというように法的になりましたから。

嶋田会長

行政運営の形から見たときに結構ルール決めが難しいのかもしれませんが、電子文書の保存について何らかの規程を設ける必要があるという意見が出ましたので検討をお願いします。

それから 9 ですが、1位の業者の提案書や評価点は公開されているということが12ページを見るとわかります。10はバスの補助金に関する書類の請求ですが、補助金の交付と補助金増額分の理由や額は公開されていると考えてよいですか。

主任

はい。10は、印影、個人氏名、口座情報、協議内容以外のところは全部公開しております。

嶋田会長

41ですが、情報公開請求があった記録はかなりの間保存されているのですか。

主任

平成11年に条例施行した時から請求書と決定通知書は全部とってあります。

嶋田会長

情報が公開された、しかしその後で公開した文書に変更があった。こういう時に請求者に市から通知する仕組みが確立していると見ていいんでしょうか。それともたまたま出来たということなのか。

主任

今回の場合は最初に公開したのがそんなに昔の話でなかったのですが、私も覚えていて連絡できましたが、3、4年以上前の請求となるとちょっと難しいです。

嶋田会長

一度入手した情報がその後変化していても請求者は気がつかないから、市の方からそれを教えてもらえる仕組みというのは極めて重要なのかなと思っていて、それが可能な仕組みがあるのか、それとも努力してできる範囲だったのか知りたかったんですけど、担当者の努力でできる範囲だったということですね。

主任

はい。ただ、請求内容、決定内容は平成 11 年度分から全部エクセル入力してありますので、変更があった書類を過去に公開した人がいるかどうか、文書名で検索して探すことは不可能ではないですが。

嶋田会長

佐藤先生、コンプライアンスの観点から法律は規定はしていないものでしょうか。

佐藤委員

してないでしょうね。これは悩ましいですね。いちいち見つけるのは大変です。たまたま担当者の方が記憶にあったということで今回はサポートできましたけれど、どこかでルール決めしてさかのぼるのは何年前までというようにした方がいいと思います。そうしないとキリがないのと、サポートできた方とできない方が出てきますから、ある程度のところで決めておいた方がいいと思います。

嶋田会長

他にありませんでしょうか。なければいったん終わりにさせていただきます。

## (2) 教育委員会会議録のホームページ掲載について

主任

前回の会議で「教育委員会の会議録がホームページで見られないのはなぜか」という意見があったことを担当所管の庶務課に話して検討してもらったところ、今年度中にはホームページ掲載を始めるという回答をもらっています。残念ながら現時点では出来ていませんが、今年度中にスタートします。

それから前回も申し上げましたが、年明け 2 月くらいに市のホームページが新しくなる予定です。嶋田さんからお話があった RSS 機能、自分が興味を持ったページが更新されたときにメールアドレスに更新されましたよというメールが自動に入ってくるというシステムですが、これも導入が決まっています。それから、各ページの下のほうに「このページの情報はお役に立ちましたか？」とあって「はい」「いいえ」を選ぶボタンがついているホームページが最近ありますが、これも導入します。また、これまではトップページだけに閲覧人数のカウンターが出ていましたが、今度はページごとに閲覧人数のカウントを取ることになっています。ただ、これはページに表記するのではなく、情報システム課でカウントをとって定期的に各課にカウント数を知らせるといった使い方をすると聞いています。

## (3) 国の行政透明化検討チームのとりまとめについて

主任

国の情報公開制度に見直しの動きがありますのでご報告します。今年の 4 月から行政刷新担当大臣を座長として、行政透明化検討チームというものが作られてい

ます。学識経験者と、情報公開請求を使う側として情報公開クリアリングハウスという団体の理事である三木さんなど約 11 名がメンバーです。国の省庁は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて情報公開を行っています。この見直し案をこのチームで 4 月から検討していて、8 月に見直し案をまとめています。ホームページに検討内容が全部出ています。国はこの見直し案を受けて法律改正の準備に入るところまで情報が入っています。市の条例はこの法律を参考にしているところがありますので、今後どうなるか注視したいと思います。

行政透明化検討チームの資料 4 の 2 からが、8 月にまとめられた取りまとめ案の概要です。当市条例にも関係してくるところは、まず第 1 の目的の改正のところ「法律の目的において、説明責任の視点を維持しつつ、国民の知る権利という保障の観点を明示する」となっています。当市条例は説明責任の言葉はありますが知る権利は入れていませんのでここは関係してくると思います。それから 4 ページの一番上の「5、手数料」というところ、今、国は情報公開 1 件につき 300 円という開示請求に係る手数料をとっていますが、これを原則廃止するとともに、開示の実施に係る手数料も引き下げるとなっています。開示の実施に係る手数料というのはいわゆるコピー代で、紙ベースでいえば今は用紙 1 枚 10 円となっていてそれはそのままですが、減免対象を今は経済的困難の方を対象にしているところを学術利用、報道利用、非商業目的の調査研究などの場合まで拡大することで手数料を引き下げるやり方を検討しているそうです。当市条例では手数料を 1 件 100 円とっていますが、手数料はとっている自治体が少ないですし、議会でも廃止しないのかという質問が出ていますので、国が手数料を廃止するかどうかが注視していく必要があります。次の審査会の諮問等に関する改正というところ、開示の決定に不服があったときは不服申立てというのを国に出せますが、国がそれを受理してから情報公開個人情報保護の不服審査会に諮問をかけるまでに、今は日数制限がありません。そこでただ引き延ばさないように一定の制限を設ける、それを越えた場合は、何でそんなに長くなったのか理由を公表する措置を作るといっているのを考えています。私からは以上です。

嶋田会長

ありがとうございます。ほかに議案は何かありますか。

佐藤委員

市の公式ホームページについて、情報提供が 1 つあります。西東京市の公式ホームページでは毎月アクセスランキングというのを作って職員に公開しています。そうしますと市民がどういうイベントやトピックに興味をもっているかが一目でわかりますし、コンテンツをアップした部署の人の励みにもなります。新しいホームページではこういうこともやられるといいと思います。

嶋田会長

やはり組織内に適度な刺激を与えるという意味ではきわめて重要ですよ。

課長

最後に 1 件報告を。来年の 2 月 15 日で東村山市個人情報保護運営審議会の委員任期が満了になります。市の方針として 1 名を市民公募する予定です。12 月 15 日号の市報で出ます。

嶋田会長

わかりました。それではこれで終了します。長時間ありがとうございました。

以上